

2019年10月8日
全日本空輸株式会社

9月26日の保安検査に関する事案について

9月26日、大阪伊丹空港のANA便保安検査場において、保安検査で発見した折りたたみ式多機能ナイフ(以下、ナイフ)をお客様に返却してしまい、出発便搭乗口エリアに入られた全てのお客様に保安検査のやり直しをお願いしたことにより、32便が欠航、大阪伊丹空港を発着する43便が遅延いたしました。また、当該のお客様は羽田空港でANA国際線に乗り継がれており、その際の保安検査において当該品を発見することなく通過させていることも判明いたしました。

ご搭乗のお客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

概要ならびに現時点の状況につきまして、以下の通りご報告いたします。

1. 大阪伊丹空港における事案

1) 概要

- 発生日時 : 2019年9月26日 午前6時50分頃
- 発生場所 : 大阪国際(伊丹)空港 南ターミナル2階 ANAプレミアム保安検査場
- 警備会社 : 株式会社にしけい
- 発生概要 :

ANAプレミアム保安検査場において当該のお客様の機内持込手荷物検査に際し、X線検査装置と開披による保安検査を通じナイフを発見・目視確認していたにもかかわらず、当該のお客様に返却して保安検査場を通過させてしまいました。

ANAラウンジ、機内搜索、再検査等を実施したものの、当該のお客様を見つけることはできませんでした。

(時系列)

- 06:50頃 ANAプレミアム保安検査場において、警備会社の保安検査担当係員はX線検査装置と開披による保安検査でナイフを発見・目視確認し検査責任者に対処方法について指示を仰ぎました。
検査責任者は、担当係員に対して、通常の措置(受託手荷物としてお預かりするか、もしくは放棄していただくかお客様に確認)をとるよう指示しましたが、指示を誤認した担当係員はそのままナイフをお客様に返却し保安検査場を通過させてしまいました。
- 07:05 警備会社よりANAに対して発生事象の一報をしました。
- 07:10頃 検査担当係員は、当該のお客様はプレミアム保安検査場を通過されたことからラウンジへ向かったものと思い込み、ラウンジ内の搜索を実施したが、当該のお客様を見つけることはできませんでした。
ラウンジを閉鎖しラウンジ内のお客様全員に対する再検査を実施しましたが、当該のお客様を見つけることはできませんでした。
- 07:40 検査担当係員が、当該のお客様は羽田空港行きの便をご利用予定であったと記憶していらしたため、ANA14便(伊丹発羽田行)の機内において、当該のお客様を搜索しましたが、見つけることはできませんでした
- 08:12 ANA16便(伊丹発羽田行)の搭乗口にて、警備会社保安検査係員とANA

	空港係員が、搭乗口を通過されるお客様一人ひとりの顔を目視確認しましたが、当該のお客様を見つけることはできませんでした。
09:00	ANA18 便(伊丹発羽田行)のお客様全員に対する再検査を実施しましたが、当該のお客様を見つけることはできませんでした。
09:40	出発便搭乗口エリアのお客様全員に再度保安検査を受検いたくため、到着エリアへの誘導を開始しました。
10:00	他便の保安検査を中断し、再検査を実施しました。
11:15	出発便搭乗口エリアのクリーン化検査(警備会社、空港会社、ANA、警察で目視確認にて安全チェック)を開始しました。
11:44	クリーン化検査を終了しました。
12:04	通常保安検査を再開しました。
13:09	検査再開後の初便(ANA773 便)が出発しました。

2) 問題点

伊丹空港における事案は主に以下の問題点によるものと考えております。

- ① 機内持ち込み制限品を当該のお客様に返却して保安検査場を通過させてしまったこと
 - ・ 警備会社保安検査係員による手荷物開披検査において、機内持ち込み制限品であるナイフを発見・目視確認いたしました。
 - ・ しかしながら、検査場に複数いた保安担当係員同士の意思疎通がうまくいかず、本来機内にお持ち込みいただけないナイフをお客様に返却してしまい、ご通過いたしました。
- ② ナイフの所在が不明確な状況下、検査場に複数いた保安担当係員同士の意思疎通がうまくいかず、本来機内にお持ち込みいただけないナイフをお客様に返却してしまい、ご通過いたしました。

3) 影響規模

9/26 運航終了時点における影響は以下の通りです。

- ① 欠航便 32 便 影響旅客数 合計 3,666 名様
(内訳)
伊丹空港発着: 28 便 3,278 名様
伊丹空港以外: 4 便 388 名様
- ② 遅延便 43 便 影響旅客数 合計 4,987 名様
※伊丹空港発着便(1 時間以上)

2. 羽田空港における事案

1) 概要

- 発生日時 : 2019 年 9 月 26 日 午前 9 時 35 頃

■ 発生場所：羽田空港国際線ターミナルビル 中央保安検査場

■ 警備会社：株式会社 ジェイ・エス・エス

■ 発生概要：

09:35 頃 当該のお客様が ANA 国際線に乗り継ぐため、羽田空港国際線ターミナルビル 3 階出発ロビー中央の保安検査場で保安検査を受けられました。X 線検査装置モニター担当者がお客様の手荷物 X 線画像を確認しましたが、ナイフの発見には至らず、開披検査は不要と判断し当該のお客様に通過いただきました。

2) 問題点

保安検査場の X 線検査装置モニター担当者が、当該のお客様の手荷物の中にあったナイフを見落とし、開披検査を実施することなく、通過いただいたことが原因です。

3. 当該のお客様の特定に至った経緯

- 事案発生後、伊丹空港の監視カメラと SKIP 端末の通過履歴を突合するなど、当該のお客様の絞り込み作業に努めました。
- 絞り込み作業を完了し、あるお一人のお客様が、当該のお客様である可能性が高いと判断しました。
- 海外空港にて現地係員が、可能性の高いお一人のお客様にお目にかかりました。
- ANA 社内で情報を精査した結果、伊丹空港の保安検査場係員がナイフを返却した当該のお客様であると断定いたしました。また、当該のナイフも確認いたしました。
- 上記により、9月 26 日の乗り継ぎ空港である羽田空港においてナイフを持持されたまま、国際線出発ロビーにある保安検査場係員がこれを発見することなく、お客様に通過いただいたと判断いたしました。

4. 再発防止策

本事案を受け、ANA 全就航空港および全委託先警備会社に対して、以下の対策を速やかに実施するよう即日指示をいたしました。

【ANA 全就航空港】

以下の再発防止策を即日で実施いたしました。

- ①事象の内容と重大性の周知
- ②空港保安責任者による緊急連絡体制の再点検
- ③上記のような事象が発生した場合の対応手順の再徹底

【全委託先警備会社】

以下の再発防止策を、大阪伊丹空港は即日、羽田空港は 10 月 1 日に実施し、また 10 月 2 日には全委託先警備会社に対し、速やかに実施するよう指示いたしました。

- ①事象の内容と重大性の周知
- ②機内持込制限品に少しでも疑義がある場合の開被検査の再徹底
- ③機内持込制限品を検出した場合の対応手順の再徹底

5. 会社コメント

今後このような事態を発生させないよう、関係各社との連携の上、改めて再発防止を徹底し、航空保安対策に万全を期すよう努めてまいります。

以上